

相模川流砂系総合土砂管理計画（案）

－ 意見募集の結果 －

意見募集期間 平成27年6月22日から平成27年7月21日

平成27年11月 相模川流砂系総合土砂管理推進協議会

○意見の分類、件数（10名、述べ62件）

意見の分類		述べ件数
A	計画全般に関する意見	5
B	「1. 流砂系の概要」について	4
C	「2. 相模川流砂系の現状と課題」について	20
D	「3. 相模川流砂系総合土砂管理に係る検討の枠組みと経緯」について	9
E	「4. 総合土砂管理の方向性と目標」について	4
F	「5. 総合土砂管理対策」について	19
G	その他	1

○意見反映の分類、件数（10名、述べ62件）

反映の分類		述べ件数
①	反映した（している）意見、賛意	15
②	今後の参考とする意見	11
③	反映しない意見	16
④	その他（感想、質問等）	20

受付番号	意見の分類	該当ページ(計画案)	意見及び質問	意見反映の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
1-1	B	18	P-18 図1.4.3 清水下頭首工の記載がされていないが、確認して記載すべきであると思います。	①	いただいたご意見を踏まえ、図を修正します。 【修正図】 図1.4.3ダムと頭首工の位置図、図2.2.7相模川河床高縦断面図に清水下頭首工を追記しました。(P18、P29)
1-2	C	28	P-28「頭首工の周辺では、上下流の河床高の差が大きい」とあるが、負の部分だけでなく、上流側の河床低下を防いでいる役割もあると考えます。	①	いただいたご意見を踏まえ、以下の通り修正します。 【修正文】 河道域には多くの河川横断工作物(頭首工や床止工)が設置されている。頭首工や床止工は、その構造物上流側の河床低下の防止には寄与しているものの、磯部頭首工や小沢頭首工の周辺では、他の横断工作物に比べて上下流の河床高の差が大きい。(P28)
1-3	D	54 ~ 56	P-54~56 置き砂のモニタリングについては、現在の場所で置き砂の量を増量して、目に見える形で実施すべきであると考えます。	④	本計画に基づき、現在の場所での増量も視野に入れつつ具体的な対策や箇所について検討を行い、モニタリングによる効果の確認に努めてまいります。(P61~62、P67)
1-4	F	61 ~ 62	P-61~62 頭首工上流部への置き砂は、取水施設に影響が出るだけでなく施設管理、又用水路、水田への流入、堆積と宮農上問題が懸念されます。実施にあたっては関係者への説明と農業者の負担増にならない様その対策も含め検討をお願いします。	④	実施にあたっては、関係者と調整の上、施設障害を引き起こさない対策を含めて、検討してまいります。
2	C	34	中津川の横断的な河道形状の変化について 計画案34p1行目から「中津川では、平成10年頃から一部で樹林化している箇所がみられる。中津川2.0km付近の金田牛久保首頭工下流では首頭工による土砂供給が減少し、土砂攪乱の機会が減少したと考えられる。それにより、高水敷が固定化され、二極化・樹林化が進行している。」としている。 しかし、金田牛久保首頭工が建設されたのは昭和27年頃である。34pの写真が示す通り、s52年、53年には磯河原がみられ、下流の河原の二極化、樹林化は別の要因が考えられる。宮ヶ瀬ダムは平成8年から試験湛水を開始し、移動土砂の遮断(中津川の土砂生産量は2,8万立方メートル/年。宮ヶ瀬ダムで捕捉される土砂量は2,5万立方メートル/年である。実に89%に達する。中津川下流の土砂移動量は僅か0,1万立方メートルである。(参考-2)) したがって、洪水時最大下流放流量100立方メートルという極端な流量制限と土砂移動の遮断が中津川の河道形状の変化の主な原因であることは明白である。計画案の見直しが必要と思われる。計画案では「平成初期の規模の大きい洪水頻度の低下による攪乱の低下、中津川流域の市街化の進行による土砂流出の減少、宮ヶ瀬ダム竣工による流況の変化等複合的な要因が考えられる。」としている。	① ③	中津川の樹林化については、航空写真による分析の結果、宮ヶ瀬ダム竣工前から生じていたことが確認されています。樹林化の変遷航空写真(写真2.2.4)を追加します。 ③ 現段階では樹林化の要因を明確に示せるデータはございませんが、平成初期における規模の大きい洪水頻度の低下による土砂攪乱の低下、中津川流域の市街化の進行による土砂流出の減少、宮ヶ瀬ダム竣工による流況の変化等、複合的な要因があると考えられるため、原案のとおりとします。
2	C	34	しかし、「平成初期の規模の大きい洪水頻度の低下による攪乱の低下」の資料は示されず、「中津川流域の市街化の進行による土砂流出の減少」の資料も記載されていない。根拠のない記載で削除が必要である。「宮ヶ瀬ダム竣工による流況の変化」が付け足しのように最後に記載されているが、流況がどのように変化し、どの様に影響したのか分析が全くされていない。流況だけではなく、最も重要な宮ヶ瀬ダム建設による土砂移動の遮断についての分析も行なわれていない。宮ヶ瀬ダムによる影響を意図的に過小評価しようとする意図が感じられ、強い違和感を感じる。	④	土地利用の変遷(国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ)より、中津川流域において、市街化の進行を確認しています。 「宮ヶ瀬ダム竣工による流況の変化」については、計画案2.2.3項⑤(P39)の文章の中で具体的な数値を示しております。

受付 番号	意見 の分類	該当ページ (計画案)	意見及び質問	意見 反映 の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
3	A	全般	<p>宮ヶ瀬ダムの土砂堆積 宮ヶ瀬ダムの計画堆砂量は1000万立方メートルである。現在の堆積土砂は既に300万立方メートルで計画堆砂量の約1/3に達している。計画の2倍以上の早さで宮ヶ瀬ダムが埋まっていくことになる。</p> <p>そこで、宮ヶ瀬ダム管理事務所は早戸川、中津川のダム流入部でそれぞれ2万立方メートル、1万立方メートルの堆積土砂を浚渫し、湖畔に仮置きする。その後、浚渫の効果を検証し、今後の計画に反映することになったらしい。</p> <p>しかし、この計画は土砂管理計画案には位置づけられていない。土砂環境整備検討会でも検討されたこともない。なぜ、土砂環境整備検討会で検討されなかったのか、土砂管理計画案に位置づけられないのか理解できない。宮ヶ瀬ダムの堆砂問題は単に浚渫をするだけでなく、さまざまな課題を含んでいる。したがって、土砂環境整備検討会で宮ヶ瀬ダム堆積土砂について、しっかり検討すること。その検討結果を土砂管理計画案に反映することが必要である。</p>	③	堆積土砂の除去は将来を見据え、モニタリングを行いながら実施する試験的な施工であり、これらの結果を踏まえて土砂還元するかどうか検討していくものです。現段階では、本計画に位置づけることは考えておりません。いただいたご意見は今後の参考にします。
4	C	19	<p>土砂収支1 土砂管理計画案の19pに「なお、相模ダム(s22)が完成した後の昭和30年代では、砂利採取量が全量で約141万立方メートル/年(内、河道域を構成する成分で約106万立方メートル/年)もの土砂が河道外(流砂系外)に持ち出された。砂利採取量の規模が顕著に大きいことが分かる。」と記載されている。</p> <p>砂利採取はs19年からs37年まで28年間行なわれた。砂利採取の総量は2241万立方メートルである。しかし、相模川水系の8つのダムの全体の堆砂量は3133万立方メートルである。砂利採取量だけでなく、ダム堆砂量の規模がより著しく大きいことが分かる。</p> <p>相模水系の8ダムの堆積量を評価することなく、土砂採取の規模を強調することは、ダム堆砂量の影響を過小評価することになるので、計画案の土砂収支について見直しが必要である。</p>	③	8つのダムの堆積土砂量の評価については、計画案P19に以下のとおり記載しており、適切に評価しております。 「全粒径で、生産土砂量は約91万m ³ /年あり、そのうちダムへの堆積土砂量は約66万m ³ /年と約7割程度」
5	C	35	<p>土丹の分布 土砂管理計画案35pでは「土丹が露出した要因として、先に述べた過去の砂利採取の影響が大きく、相模大橋で約4.5m河床が低下した。更に、平成10年8月から9月に、平均年最大流量相当の洪水が4洪水発生し、相模川本川の河床が土丹層高さまで低下したこと、ダムの完成による流況の変化など、複合的な要因が考えられる。」と記載されている。</p> <p>この記載内容には強い違和感があるので、検討してみた。 計画案37pの図2.214「相模川の土丹露出箇所付近の横断形状の変化」ではs48年、H2年、H13年、H23年の河床高が図示されている。それによると、土丹露出箇所の河床高はS48年、H2年はほとんど変化が見られない。T.P15m以上である。しかし、H13年ではT.P13m程になり2mも河床が下がり、土丹層に達している。計画案では平成10年8月から9月に4洪水発生し土丹層高さまで河床が低下したことになっている。</p> <p>しかし、S57年には洪水流量4000t/s。(過去40年間で最大流量)3000t/s、2000t/sの非常に大きな洪水が連続して発生している、翌年のS58年には平均年最大流量の約2倍の洪水が平成10年の4洪水より長時間発生している。しかし、土丹の露出はなかった。</p> <p>計画案の記載内容であれば、なぜ、S57年、S58年当時、土丹が発生しなかったのか合理的な説明は見当たらない。したがって、計画案で記載されている、平成10年の洪水によって、土丹層まで河床が低下したという説明は合理的妥当性が無い。</p>	④	<p>土丹の露出に関する現時点での分析結果は以下のとおりです。</p> <p>土丹が露出した地形変化については、実際に露出した箇所(局所的な位置)の地形変化、及び、低水路内の河床変動土量の両方から見る必要があります。横断図(図2.2.14)よりS48~H2の変化を見ると、土丹が露出した右岸側の河床高の変化は小さいですが、左岸側では河床高が低下しています。H2~H13の変化を見ると、右岸側で河床が低下していますが、左岸側では逆に大きく上昇しています。</p> <p>上記を踏まえて15.2kに着目して先述の河床変動土量(図2.2.8)を見ると、S44~H2では低水路全体で大きく洗掘し、H2~H23では洗掘していますが、S44~H2の変化よりも小さいことが分かります。このため、低水路全体としては、S57洪水等で平均河床高は低下し、H10の4洪水では平均河床高はそれほど低下していません。</p> <p>H10の4洪水で土丹が露出したとしているのは、土丹層がある右岸側の河床高が局所的に低下したことが根拠となっております。なお、相模川で初めて土丹層の露出が確認されたのは、神奈川新聞の記事によると平成10年とされています。</p> <p>S57・S58洪水では低水路全体で河床低下が生じましたが、その時には土丹層まで到達しなかったことが、露出しなかった理由と考えています。河道域を構成する礫に関しては、先述の通り、大規模な砂利採取により著しい河床低下が生じ、過去の大規模洪水で低水路が全体的に低下して土丹層に到達する一歩手前の状態となり、H10の4洪水の局所的な河床低下により土丹層に到達したと考えています。</p>

受付 番号	意見 の分類	該当ページ (計画案)	意見及び質問	意見 反映 の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
6	C	35	<p>土丹2 計画案35pでは「三川合流付近に着目すると、露出した土丹層は、約10mの厚さの火山灰土の上に礫層、砂層、泥層が覆っており、土丹層が露出しやすい状況にある。更に、相模川本川右岸は過去から砂州の張り出しや後退を繰り返し、砂州が下流に伝播するように地形が変化している。その変化の中で、現在は交互砂州の配置から三川合流部の右岸が後退する状況と推測され、土丹層が露出しやすい状況となっていると推測される。」と記載されている。交互砂州の配置状況よって三川合流部右岸の砂州が後退していると、説明しているが三川合流部の砂州の後退、土丹の露出の原因を隠蔽する意図が見える極めて違和感のある内容である。川は本来蛇行し、水衝部と水裏部が表れる。交互砂州が配置される場所は蛇行した内側の川裏部で、水衝部には基本的に配置されない。水が当たり、土砂が堆積できないからである。したがって、蛇行するたびに砂州が交互に配置される。相模川本川の三川合流部は大きく湾曲しており、右岸は水衝部である。したがって、本来は砂州は配置されないから張り出しや後退はありえない。しかし、平成10年までこの水衝部で砂州が形成され土丹は露出していない。過去に大量の砂利採取が行なわれ、たびたび洪水が起きていること、更に水衝部であるにもかかわらず砂州が形成されていた理由を計画案は全く説明していない。</p> <p>三川合流部右岸は中津川と相模川の合流部である。宮が瀬ダムはH7年から試験湛水を開始し現在まで中津川の土砂を遮断し堆砂しつづけている。その総量は300万立方メートル。そのうち河道を構成する土砂52万立方メートルが中津川の河原や三川合流部から消えたことになる。土砂はダムで止められ、宮が瀬ダムが出来るまで河道にあった土砂は川の作用によって流されていく。その結果三川合流部右岸は砂州が消失し、土丹の露出が起った。中津川や相模川の河原の生態系をささえている河原の存在自体が砂利採取やダム建設によって危機的状況にたっていたが、宮が瀬ダムの建設によってその息の根を止められようとしている実態が土丹の露出となって表れている。三川合流部の土丹露出は宮が瀬ダム建設が原因である。それを隠蔽して、応急措置として土丹に土砂で被覆しても大きな洪水がくるたびに土丹が露出し、県民の税金が無駄に浪費されるだろう。</p>	③	<p>いただいたご意見の三川合流部付近の土丹層の露出に関する記載は、「第13回土砂環境整備検討会」で配布した資料のものです。</p> <p>土丹は、砂利採取により河床が低下したことで土丹層が露出しやすい状況になり、その後の出水で滞筋の変化が起こったことやダムの竣工による流況の変化などの複合的な要因により露出したと考えられるため、原案のとおりとします。</p>
7	C	39	<p>河原系植物の生育に適した礫河原環境 土砂計画案39pでは「現状の礫河原の面積は、近年は相模川では大きく変化していないが中津川では平成14年から平成19年頃にかけて半分程度の面積に減少した。」と記載されている。</p> <p>京浜河川事務所が作成した「土砂移動の市民学習会資料1」（H14年11月24日）によれば「相模川は過去、川全体が河原であったのに対し、現在は30%～40%に減少（現在もやや減少傾向）しており、カワラノギクの生息環境が減少していることがわかる。」としている。</p> <p>添付された資料はS28年の河原率を100%としてH13年までの48年間の河原の変化を示している。まず衝撃的なことはS38年までの砂利採取で相模川の河原は半減したことだ。S40年の城山ダム完成後、更に減少しています。その後も、減少していることが分かる。現在の河原は砂利採取前の約1/3になっており、航空写真でもその変化が裏付けられている。</p> <p>しかし、土砂管理計画案では「現状の礫河原の面積は、近年は相模川では大きく変化していない」としている。河原の減少の現実も原因も無視した内容で検討が必要だ。河原が極端に減少している課題が隠蔽されて、河原の保全、復元対策に反映されていない。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正文】 相模川、中津川における特徴的な河川環境として、昭和30年代では礫河原が広範囲に形成され、カワラノギク等の河原固有の植物が生育していた。その後、礫河原の面積は減少したため、局所的ではあるが、カワラノギクの育成・復活を実施し、河原生態系の生息・生育基盤回復の取り組みを実施している(写真2.2.6)。相模川の礫河原の面積は、近年は大きく変化していないが、中津川では平成14年から平成19年頃にかけて面積が半分程度に減少した(図2.2.17)。(P39)</p> <p>なお、計画案では、航空写真の精度がよく、戦後の荒廃時期や砂利採取による影響を除いたデータ(S52年以降)に基づいて礫河原の面積を算定しました。その結果、近年は相模川では大きく変化していないが中津川では平成14年から平成19年頃にかけて半分程度の面積に減少したことがわかりました。</p> <p>いただいたご意見にある「土砂移動の市民学習会資料1」の河原率の変化状況ですが、S28年の河原率は航空写真が鮮明でないために河道全体を河原と判断しており、精度が粗いものとなっております。</p>

受付番号	意見の分類	該当ページ(計画案)	意見及び質問	意見反映の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
8	C	46 ~ 48	<p>河口干潟 計画案4 6 pでは「河口干潟は、出現する位置が河口砂州の後退により河川側に移っているが、近年は面積に大きな変化は見られない。」としている。 計画案4 6 pの図(2.2.24河口干潟の面積の変化)は河口干潟の面積に大きな変化が見られない根拠としている。しかし、これはS63年から現在間での近年の測量成果による推定値である。この資料だけで河口干潟の面積が変化がないと結論することは変化がないという結論を意図的に誘導するもので妥当性がない。 第6回相模川土砂環境整備検討会(H21年1月26日)の資料3 p(図2.3河口干潟の面積の変遷)ではS25年からH17年までの河口干潟面積の変化を表している。これによれば、河口干潟の面積は減少しており、計画案とは全く逆の結果になっている。 さらに河口域(河口砂州等)と周辺海岸域の土砂の移動を繋ぐ重要な場となっている河口テラスも毎年約2万立方メートル程度の減少が続いている。(計画案4 8 p図2.3.2河口テラスの土砂変化量)また、計画案4 7 pでは「河口域へ海岸構成材料を輸送する河道域をみると、流域全体の約8割の面積をダム流域が占め、ダムで多くの海岸構成材が捕捉されていることから、現状では自然の営力で河道域から河口域への海岸構成材の供給を見込むことは出来ない状況にある。 昭和30年代と現在の河口域への土砂移動量の推定結果を比較すると、約6.5万立方メートル/年から約1万立方メートル/年で15%程度に減少していることから明らかである。」としている。 以上の内容から干潟面積は自然の力だけでは再生、回復されないことは明らかである。河口干潟再生事業を計画案の重要課題に位置づけ、抜本的な対策が必要とされている。</p>	①	<p>いただいたご意見のS63年からの干潟面積の変遷は、「第13回土砂環境整備検討会」で配布した資料のものです。 本計画の図2.2.23「相模川河口砂州と干潟の面積の変化」については、測量成果が整理されている平成17年以降を対象に算定しています。 干潟を形成する河口砂州の後退については、計画案P44に、相模川の河口砂州は、昭和55年～昭和60年頃から河道内への後退や規模縮小の傾向が顕在化したことを示しております。 なお、いただいたご意見を踏まえ、以下のように修正します。 【修正文】 写真2.2.7に示すように、河口砂州の後退により、河口干潟が形成される位置が上流側に移っており、河口干潟の面積は減少が見られる。近年の河口砂州と干潟面積の変化は図2.2.23に示す通りである。(P.46) 相模川の河口砂州及び干潟は、大きな出水によりフラッシュされ、その後徐々に波浪により回復するという動態を繰り返しており、河口干潟は人為的に造成するものではないと考えています。本計画では、出水による河口砂州及び干潟のフラッシュ、再形成の動態を確認しながら、河道からの土砂供給量増加の影響を含めて、引き続きモニタリングを行いながら、河口干潟環境の保全に努めていくこととしていますので、原案のとおりとします。</p>
9-1	B C	17 • 28	<p>磯部頭首工(昭和8年施工)、小沢頭首工(大正末期施工)とありますが、建設当時の施設は現在ありません。 両頭首工は、昭和30年代に進んだ河川内の砂利採取などの結果、河床が低下し取水が困難になったため、磯部頭首工は昭和38年度から43年度にかけて、小沢頭首工は昭和40年度から42年度にかけて現在の施設に改築しています。</p>	①	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のように修正します。 【修正文】 また、農業用水の取水のため、大正末期に小沢頭首工(昭和40～42年全面改修)、昭和8年に磯部頭首工(昭和39～43年全面改修)が完成した。中津川では昭和27年頃に金田牛久保頭首工、昭和29年に才戸頭首工等が設置された。(P17) (P17に改築年度の記載があるため、省略させていただきます。) 磯部頭首工や小沢頭首工の周辺では、他の横断工作物に比べて上下流の河床高の差が大きい。(P28)</p>
9-2	F	61 ~ 62	<p>人為的な置き砂により河道域の土砂供給量を増加させる場合、砂利の流入や濁水に伴って取水施設の操作、維持管理及び営農上への影響を及ぼさないよう引き続き検討をお願いします。</p>	④	<p>実施にあたっては、関係者と調整の上、施設障害を引き起こさない対策を含めて、検討してまいります。</p>
9-3	F	63	<p>磯部頭首工及び磯部床止めの改築について、改築には莫大なコストがかかり、また、魚類等の生息環境への影響も懸念されるため、改築にこだわらない不連続性の是正のあり方についても検討してよいのではないかと考えます。</p>	③	<p>磯部頭首工は、土砂移動の不連続性の是正だけでなく、治水上の観点からも改築が必要なものです。改築にあたっては、コスト縮減や環境への影響についても配慮していきます。なお、磯部床止めについては、治水上の観点からの改築を予定していません。</p>
9-4	F	63	<p>磯部頭首工の改築について、実施主体は神奈川県とされています。施設所有者の神奈川県(農政部局)としては、土砂管理対策に向けて協力をいたしますが、施設の取水機能上には問題がないため、現状では改築を考えておりません。 なお、河川管理者による改築となった場合には、頭首工の日常の維持管理を関係農家で構成する団体が行っているため、維持管理負担の増加につながらないようにご配慮をお願いします。</p>	②	<p>改築後の管理の方法や費用負担については、今後の検討課題であると捉えており、いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>

受付 番号	意見 の分類	該当ページ (計画案)	意見及び質問	意見 反映 の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
10-1	F	61 ～ 62	<p>川の水量確保の視点 相模川河口の保護活動に30年程前に参加しておりましたが、その当時から言われていたことに水量が減ってしまった事による海からの力で砂が海に流れていなくなるということがあります。</p> <p>現在の河口部の航空写真を見ると河口部の砂浜は河川内上流側に動いてしまっています。この事態は河川の水量の減少の証拠だと考えます。</p> <p>このことを考えると、河川内に置き砂をしたとしても河口部付近に砂が溜まるばかりだと思えますが、どのように評価しているのでしょうか。洪水時に流す計画のようですが、それだけではこの問題は解決出来ないと思えます。(現実がその事を物語っています)</p> <p>そこで、河川の水量増加を計画的に行うことを計画に組み込んで頂ければと思います。具体的には月一回程度など定期的にダムでの放水量を増加させ、河口部の砂を少しでも沖合に流す事は出来ないのでしょうか。洪水時のように堤防にまで水量が来る程多量ではない増水を行うものです。</p> <p>出来れば1～2年程は増水時に一定時間毎に上空からの撮影を行い、どこに溜まりやすいか、河口部からどれくらい海に向かって川の水が流れ込むか(きつと流れの色で判断できると思うのですが)を記録することも提案いたします。こうすることでどれくらい増水すれば効果的かを視覚的に考察出来ると思えます。</p>	②	<p>洪水によって上流から運ばれた土砂は、河口砂州・河口テラスに堆積し、洪水流や海浜流により河口テラスが侵食を受け、周辺海浜へ移動すると考えておりますが、定期的なダム放流量の増量の程度で河口テラスの侵食は生じないと考えます。</p> <p>河口砂州・河口テラスの土砂動態についてはモニタリング・分析をしていきます。</p> <p>増水時の上空からの撮影の提案については、今後の参考とさせていただきます。</p>
10-2	F	61 ～ 62	<p>茅ヶ崎漁港東側への水流(路)の再認識 航空写真を見ると明らかに茅ヶ崎漁港の東側の砂が少なくなっています。漁業に影響の無いように考える必要はありますが、漁港部分を一部でも水流が直線的に通過できれば直接砂が運ばれ、東側の浜にも砂が溜まると思えます。漁港の海底部分にアーチ状の流れる部分を確保すると言うことは技術的に不可能なものなのでしょうか。</p> <p>この漁港が出っ張っているために、西からくる海岸近くの流れは漁港部分で沖合に流れを変える事となり、水流の方向が変わり始める付近の砂をより多く動かしてしまうと考えます。柳島付近が大きくえぐられてしまっている原因の一つがこの流れの影響ではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。</p> <p>折角計画を立てて対応して行くのであれば、この様な稚拙な妄想も一度ご検討頂ければと思います。</p>	④	<p>茅ヶ崎市としては、茅ヶ崎漁港の再整備等の計画は現在のところ考えていないと聞いています。</p> <p>海岸侵食対策の効果をモニタリングしながら、サンドバイパス事業を進めていきます。</p>
10-3	F	61 ～ 66	<p>海浜部の植生回復に力を入れてください 計画がうまくゆき浜が育ったとしても、砂は風によって内陸部に運ばれてしまい、新たな対策が必要となります。他県のレポートを見ると、砂の移動防止策は砂浜にしっかりと草を生やすことだとあります。今現在でも砂はどんどん動いてしまっています。今から海浜部の植生回復を進めていかなければ間に合いません。今の状態であればいくら植栽してもなくなるという考えもあると思いますが、そう言ったとしてもどんどん進める必要がありますし、植生が回復出来れば砂の固定に繋がり、育浜効果が上がると思えます。当然回復の際には生物多様性の観点からその土地の種類を使って頂きたいと思えます。そうしようとすればなおさら早急な実施が求められます。</p> <p>洪水時に水の力を利用して砂を運ぶという発想は素直に受け入れられるものだと思います。出来れば上流部は大きな石を混ぜて、次第に小さなもののみが下流にたどり着くという本来川の持っていた機能を継承して頂ければと思います。</p>	②	<p>海浜部の植生は飛砂対策として有効であると考えており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
11-1	F	61 ～ 66	<p>生物への影響軽減 生物への影響を最小限にとどめるための考察・計画が見えません。置き砂等を河川の力で流した場合、この発想は運搬の手段に特化して河川を捕らえている訳であり、その際の生物への影響軽減策を検討するところまでは読み取れません。現状の河川生物にとってこの変化はかなり大きなインパクトがあります。</p> <p>軽減策を含めて検討をお願いします。</p>	④	<p>置き砂の実施にあたっては、生物など河川環境への影響と、その軽減策を含めて、検討してまいります。</p>

受付番号	意見の分類	該当ページ(計画案)	意見及び質問	意見反映の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
11-2	F	61 ~ 66	<p>生物への影響軽減策の一つとしての提案</p> <p>短時間に大量の土砂を運ぼうとする事が生きものへの影響を大きくすることから、頻繁に少量の土砂を運ぶ方策も盛り込んで欲しいと思います。例えばですが、県民に有志を募り、毎日2トン車1台分の土砂を河口付近に運搬するという事業提案を行うのは考えられない事でしょうか？</p> <p>既存の機材の提供を県が行い運搬作業を有志が行うことで河川や海浜への意識向上も併せて期待できるのではないのでしょうか？</p> <p>一度に20トンの砂を入れればものとしてはそこにある環境と同じであっても生物への影響は計り知れません。ましてや100トンとなったら大問題でしょう。しかし、2トンクラスであれば影響は非常に少ないと思います。</p>	②	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
11-3	F	61 ~ 66	<p>市民参加について</p> <p>11-2で提案した方法などは市民参加が必須の手法だと思います。確かに現実味があるかは検討の余地がありますが、こういった手法を考えつぐためにも、市民参加での事業展開という視点を加えておいて欲しいと思います。</p>	②	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
11-4	F	61 ~ 66	<p>取水堰の考え方が記載されていません</p> <p>相模川にとって大きな構成要因の一つである取水堰の考え方が読み取れません。土砂を流せば必ず取水堰に影響が出ると思いますが、その対策、考え方を今から示しておいて頂かなければより緻密な評価につなげる事が出来ません。</p> <p>置き砂等は取水堰の魚道部分に置いて流すのか、取水堰の機能として砂のたまっていくであろう底部分から水を流すことが出来るのかという技術的な面も提示して頂くことで河川全体の流れを考える事ができ、計画の評価を行うことが出来ます。</p> <p>個人的にはそれぞれの堰に溜まった土砂をその場でベルトコンベアーで堰の下流に置く方式ではないかと思っていますが、この為には新たな設備投資と運用経費が掛かるはずですが、(これまでの意見について)金額最優先ではないとも思いますが、細かいけれど影響のある部分の情報提供をして頂いた上で意見募集をして頂きたいと思います。</p>	④	本計画では、置き砂の実施にあたっては、頭首工や堰等の取水に影響を及ぼしていないかモニタリングで確認することとしています。いただいたご意見を参考に、置き砂の実施にあたっては、その効果や影響を適切に評価分析した上で、関係者との調整を行い、進めていきます。
12-1	A	全般	<p>国、山梨県及び神奈川県との関係機関で作成したものであるようですが、流域市町村や養浜事業に深く関係する茅ヶ崎市に意見は求めているのですか。国や県の考えだけで作成したのですか。現場の意見や住民の意見は考慮しないのですか。この意見募集のみで広く県民の声を反映したと結果報告するのですか。まったく県民にはこのような計画があるとは知られていないのに勝手に計画するのですか。</p>	④	本計画は、市民、学識経験者、関係機関、行政が「相模川川づくりのための土砂環境整備検討会」での議論を踏まえ、「相模川流砂系総合土砂管理推進協議会」で作成したものです。本計画の策定にあたっては、沿川市町村の意見を伺い進めています。養浜事業にあたっては、相模灘沿岸海岸保全基本計画及び相模湾沿岸海岸侵食対策計画に基づき、実施主体の神奈川県等が沿川市町村の意見を伺い進めています。
12-2	B	10 ~ 12	<p>茅ヶ崎のヘッドランド東側(地引網をされている海岸)の砂浜は浸食が進行している現実を見ているのですか。</p> <p>茅ヶ崎の海で魚が取れなくなっている現実をどう考えていますか。</p> <p>この計画では相模川河口からヘッドランドまでとしています。柳島の養浜との関係性は述べていますが、中海岸の養浜との関係性は考慮しないのですか。</p> <p>中海岸の養浜計画は10年計画の最終年です。そのタイミングでこの新たな計画を作成したのですから、もちろん当たり前のように中海岸養浜計画もこの計画を考慮して見直しの予定があると考えてよいのでしょうか。</p> <p>また、この計画内では中海岸の10年計画の事業結果の住民説明もないままに28年度以降も維持養浜を行うとありますが、いつどのように説明があったのでしょうか。</p>	④	<p>計画案P42に示すとおり、茅ヶ崎漁港が土砂移動を制限しており、中海岸が侵食傾向にあることを把握しており、サンドバイパスを行っています。</p> <p>計画案P12にあるように、茅ヶ崎のヘッドランド東側の江の島までの区間は、サンドリサイクル及びサンドバイパスによって汀線は概ね安定しているため、今回の対象外としました。</p> <p>中海岸における養浜事業に関しては、平成23年3月に策定された「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づいて事業を進めているところです。</p> <p>また、事業を実施するにあたっては、「中海岸侵食対策協議会」において地元の方と意見交換を行っており、今後も意見交換を行いながら、事業を進めてまいります。</p>
12-3	A	全般	<p>この計画を作成した流域海岸企画課と養浜事業を実施している砂防海岸課は同じ河川下水道部ですから連携は取られていて当たり前ですから、ある神奈川県土木事務所の方が「この計画を知らなかった。川に置き砂をしても途中の構造物で堰き止められるだけ養浜の効果は期待できない。」と言われたのは間違いですよね。</p>	④	置き砂については、本計画に基づき、増量を視野に入れ、モニタリングによる影響把握を行いながら、具体的な対策や箇所について検討してまいります。

受付番号	意見の分類	該当ページ(計画案)	意見及び質問	意見反映の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
13	A	全般	本日この計画を知り、関係市町に問い合わせたところ「計画作成段階では何の話もなかった。計画案を作成し意見募集をするから協力してくださいと県から依頼され初めてこの計画を知った。」と言われたのですか本当ですか。	④	本計画に位置づけられた事業の実施にあたっては、沿川市町村の意見を伺い進めてまいります。
14-1	F	61 ~ 62	私は、相模川河口部に近い茅ヶ崎市萩園に住まいしており、日ごろから河畔や渚を庭として親しみつつ、Jパワーの茅ヶ崎技術開発センターもあって、環境活動にも参加しておりますが、このたびの「管理計画案」は”土砂環境整備検討会”を引継いでの“流砂実施計画”と理解し、相模川の水資源確保に伴う不均衡(病)を癒やすべく、自然の営力により相模の力(土砂力)を甦らせる対策方針(p-61)は、誠に心強く期待しての意見と致します。 土砂流し実施の規定化 流砂系を蘇らせ、相模川河口部の環境確保に有効な、置き砂・コンベア給砂・ダム放砂などを義務化して、適宜有効な実施(表5.3.1)するための、実施規定を定めて頂きたいと希望します。近年雨量が少なく思いましたが、今年(H27年)は雨量も多く、早速にも実施に必要な水量基準などを織り込み、「流砂系の見える化」を期待致します。	②	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
14-2	F	70	水資源活用を目的としたダム下流の河道には、横断的な堰・堤構造物や蛇行・堆砂地もあり、流砂に必要な水量に対応する、河道掘削整備や技術的課題に向けて、「土砂管理推進協議会」の適切な運営を(1回/年などとせず)切望致します。	②	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
15-1	D	54	5章P54 当面の土砂管理対策として、即効性があるとの考えから人為的な置き砂を行うとしているが、候補地についてはモニタリングを十分にを行い周辺の頭首工に影響が及ばないよう実施されたい。特に小沢頭首工、葉山島頭首工、諏訪森下頭首工、磯部堰頭首工などは沈砂槽がないため土砂の流入等、その影響が大変に心配されます。水利施設の維持管理や水稲経営への影響について地元土地改良区と調整を十分され、それぞれの取水の管理及び負担増とならないよう、置き砂の位置、量などを慎重に対応していただきたい。	④	実施にあたっては、関係者と調整の上、施設障害を引き起こさない対策を含めて、検討してまいります。
15-2	F	63	5章P63 土砂管理対策として磯部床止、磯部頭首工の改築とあるが、取水施設の影響把握や手法など施設所有者の神奈川県農政部局と十分に協議検討していただきたい。また、磯部頭首工の通常管理は神奈川県から委託され、相模川左岸土地改良区と相模川西部土地改良区とで構成する団体(相模川磯部堰土地改良区連合)で行っています。この頭首工の取水は両土地改良区の組合員が利用し、その地域の農業の保全とその多面的機能は県民の環境保全上、今後とも大切に維持したいと考えます。つきましては、将来的に維持管理の負担が増加しないよう配慮願います。	④	実施にあたっては、関係者と調整の上、施設障害を引き起こさない対策を含めて、検討してまいります。
16	C	33 ~ 35	相模川水系全体における土砂移動の様々な課題に対し、厚木市といたしましては、総合的に適正な土砂管理が行われることにつきまして、たいへん重要かつ必要なことであると認識しており、今後も課題解決に向けた取組みの中で、効果的かつ実効性のある対策を講じていただくとともに、モニタリングの検証結果等を踏まえた議論が更に深まり、この「相模川流砂系総合土砂管理計画」が推進されますようお願いいたします。 特に、P33・34 (2)河道形状の横断的な変化 相模川・中津川ともに樹林化が進行しているなかで、神奈川県により平成17年度から進めていただいている樹林化対策としての樹林伐採や、固定化した高水敷の掘削を今後も進めていただきたい。 P35(3)土丹の露出状況 三川合流地点の土丹露出による課題に対応するため、平成24年度から神奈川県で実施していただいている現地土砂による被覆及び流路工事等を今後も効果的に進めていただきたい。	④	いただいたご意見を踏まえ、現地の状況をみながら本計画に位置付けられた対策を実施してまいります。

受付番号	意見の分類	該当ページ(計画案)	意見及び質問	意見反映の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
17-1	C	35	<p>2. 2. 3 p35○土丹について 土丹が露出したことについては、様々な要因があり、原因を断定することはできないと思われます。 この計画書に書いていないもので、あつぎ鮎祭りにおける河川の改変が原因のひとつではないか考えています。 花火大会が近づくと中州への臨時歩道橋の建設に伴い、流路を調整又は変更を行っています。なんとなくですが、20,000~30,000m3は土砂移動をしているのではないのでしょうか。相当な量です。観客数が増えてきた時期から範囲が拡大されているような気がします。 土丹が露出している場所はこの会場のすぐ上流ですので、これが影響しているかもしれません。(写真が無く、根拠を示すことが出来ないことについて申し訳ないと感じます) お祭り終了後は原形復旧を行うことで、河川法の許可を取っていると思われます。利用者(花火大会実行委員会?)は現況に近い状態に戻すと共に、河川管理者も原形復旧または復旧計画どおり撤去作業が実施されているか、より一層のチェック体制を強化してみても?と思います。 私は毎年観に訪れます。見ごたえのある花火で、夏の風物詩になっております。川を使っている者として川に対して恩恵を表すべきではないでしょうか。</p>	④	<p>土丹の露出は、ダム completionによる流況の変化など、複合的な原因が考えられますが、特定はされておりません。 あつぎ鮎まつり花火大会の中洲への仮設橋及び流路変更については、河川法に照らして、厚木市に対し必要最小限の許可を行っており、大規模な土砂移動は許可しておりません。 仮設工作物の撤去及び復旧については、適切に対応してまいります。</p>
17-2	F	61 ~ 62	<p>5章P62 ○置き砂について ダムはもとより、取水堰管理者も含めすべての横断工作物の管理者が置き砂を実施することを提案します。 その工作物により堆積した土砂をその工作物直下流に置き砂を行う。これが一番合理的な方法であると考えます。 移動距離が短く費用も安価で済みますし、直下流の洗掘防止策になると思います。 継続して行えば、堰上流部の樹林化も減るのではないのでしょうか。 この計画案で、「各横断工作物設置者による置き砂の実施に向けた協議をする」などの文言を明記できないものでしょうか。ご検討の程よろしく申し上げます。</p>	④	<p>置き砂については、河川管理者が主体となって試験的に実施している段階にあり、今後の取り組みについては、環境への影響のモニタリング結果などを踏まえて検討していくこととしています。</p>
18-1	G		<p>計画案を読んでゆく最中で気がついたのは、この計画案の文章に一貫している問題点は、対策案が立案できる課題については記載されているが、対策案が見当たらない問題については、課題自体が存在しないかのような表現になっていることである。ダム建設や取水による水量の減少がもたらした重大な環境破壊の課題はしっかり記載し、その上で、現状として対策案の立案は困難であることを書かなければ、科学的に住民などを欺くような計画案となってしまう。 全体を通した姿勢として、改善を求める。 1 はじめに 相模川の水利用が非常に高度なため、川の水量が大きく減少してしまい、相模川固有の河川環境が大きく影響を受けてきたことが記載されていない。 たとえば、16行目に最後に以下のような文を追加すべき。 「また、ダムや堰による取水のために、相模川の水量は大きく減少してしまい、相模川の河原や生態系に多大なる変化を与えている。」</p>	③	<p>ご指摘の水量の減少と河原や生態系への関係については確認できていないため、原案のとおりとします。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
18-2	B	17	<p>2 P17 相模川水系建設事業について 相模大堰の平成10年7月竣工の後に、以下を追加すべき。 「なお、相模川水系建設事業で計画されていた第2期工事は凍結・中止され、同事業における取水量は計画当初の約半分となっている。」</p>	③	<p>「1.4 (2)相模川への主な人為的インパクト」に関する内容ではないので、原案のとおりとします。</p>

受付番号	意見の分類	該当ページ(計画案)	意見及び質問	意見反映の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
18-3	C	22	3 P 2 2 7行目末尾に以下を追加すべき。 「不透過型砂防堰堤は水生生物の移動を遮断してしまうため、環境への影響が大きい。 1 2行目の「なお、透過部を有していることから、」以降の書き換える。 「なお、透過部を有していることから、上下流の完全分断とはならず、堰堤の一部の透過部分においては、多少なりとも溪流の連続が確保され、結果として多少なりとも水生生物の自然環境に配慮することができ、山間溪流環境に対する砂防堰堤の影響を多少なりとも緩和できると考えられる。」	①	いただいた意見を参考に以下のとおり修正します。 【修正文】 また、透過部を有していることから、上下流の分断とはならず、堰堤の透過部分においては、溪流の連続性が確保され、結果として水生生物の自然環境に配慮することができ、山間溪流環境の保全にも寄与していると考えられる。(P22)
18-4	C	25	4 P 2 5 末尾に以下を追加すべき。 「相模ダムの浚渫土砂の処分については、多大な費用を要しており、また処分場所の確保についても課題となっている。」	①	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 【修正文】 ダムの浚渫事業を継続していく上で、今後、費用や処分先の確保が課題となってくる。(P25)
18-5	C	26	5 P 2 6 説明を追加すべき 特に、P 2 5で触れられていない宮ヶ瀬ダムについては説明が必要。 「相模ダムにおいては、計画堆砂量を大きく超える堆砂が進行しており、城山ダム・道志ダムにおいても計画堆砂量を超過している。」 「また、宮ヶ瀬ダムにおける堆砂は、計画よりも急速に進行しており、今後その推移を注意深くモニターしてゆく必要がある。」	③	ご指摘の相模ダム、道志ダムの堆砂の進行については、P25の1行目に記載していません。他のダムについても今後の堆砂状況によっては対応が必要となる可能性があることを記載しています。(P25、7行目) このため原案のとおりとします。
18-6	C	34	6 P 3 4 7行目末尾に以下を追加すべき。 「日常的に中津川に接している流域住民の意見では、宮ヶ瀬ダム完成後に河原の環境の変化が大きいという指摘が出ている。」	③	ご指摘の主旨については、P39の11行目から14行目までに記載されているため、原案のとおりとします。
18-7	C	35	7 P 3 5 3行目 「三川合流部では、平成10年」を「三川合流部では、宮ヶ瀬ダムによる流況の変化がと時を同じくした平成10年」に書き換える。	③	いただいた意見の三川合流部の土丹の露出は、複合的な要因と考えています。宮ヶ瀬ダムの試験湛水は平成7年から行われており、平成10年以前から行われています。このため原案のとおりとします。
18-8	C	35	1 2行目 「ダム完成による」を「宮ヶ瀬ダム完成による」とする。 ちなみに、懇談会のある市民委員が土丹露出を最初に確認したのは平成13年の第1回土砂管理懇談会の直前であるので、平成10年の出水という説明自体にも疑問を持っている。懇談会議事録を読んでもらえばわかるが、懇談会にて土丹露出について始めて発言したのはその市民委員であり、河川管理者側はその当時土丹露出を知らなかった。その市民委員は毎年何回もカヌーで三川合流地点を下っていたので、いち早く気がついていたのである。	①	ご意見のとおり修正します。 【修正文】 宮ヶ瀬ダム完成による (P35、12行目)
18-9	C	37	P 3 7 中段グラフの赤字部分を以下に書き換える。 「宮ヶ瀬ダムによる流況の変化後の、平成10年の洪水により河床が低下し、土丹が露出」	③	いただいた意見の三川合流部の土丹の露出は、複合的な要因と考えています。宮ヶ瀬ダムの試験湛水は平成7年から行われており、平成10年以前から行われています。このため原案のとおりとします。
18-10	C	44	P 4 4 河口テラスと三川合流地点の土丹露出 計画案の変更意見ではない 三川合流地点を河口と考えれば、土丹露出は似たようなメカニズムで進行したといえるのではないか。今後の検討に生かしてほしい意見です。	②	いただいた意見については今後の参考とさせていただきます。

受付番号	意見の分類	該当ページ(計画案)	意見及び質問	意見反映の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
18-11	C	46	<p>P 4 6 河口干潟の面積が変化していないというのは、河口の生態系の破壊を説明できない暴論である。相模川の河口は渡り鳥の中継地として重要な干潟の生態系を、過去に有していた。しかし、ダムの建設と取水による水量の激減と、土砂供給の遮断により、河口干潟の生態系は徹底的に破壊されてしまったことが、土砂管理懇談会当時の大きな課題点となっていた。この部分は、全面的に表現を改めて書き直すべきである。</p> <p>面積的な変化が無いことを表現するのは勝手だが、河口干潟の生態系の消滅を記載しなければ、土砂検討会の正当性が問われるだろう。10個体のシギチドリの確認を書いて、科学的に恥ずかしくないのか？</p>	①	<p>ご指摘の干潟面積の減少については、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正文】 写真2.2.7に示すように、河口砂州の後退により、河口干潟が形成される位置が上流側に移っており、河口干潟の面積は減少が見られる。近年の河口砂州と干潟面積の変化は図2.2.23に示すとおりである。(P.46)</p>
18-12	D	53	<p>P 5 3 土砂管理推進協議会に委員の所属を記載しているのだから、懇談会、検討会の委員構成についても、市民団体名、漁協や農業用水組合や水道事業者の所属名、各識者の専門分野や所属を記載すべきである。</p>	④	<p>懇談会と検討会の委員構成については、P51、11行目とP53、5行目に記載しています。土砂管理推進協議会については、本計画の作成主体であることから詳細に記載しています。このため原案のとおりとします。なお、懇談会と検討会の委員構成の詳細についてはHPより確認できます。</p>
18-13	D	54	<p>P 5 4 山間渓流域の土砂移動について具体的な課題は見られていない、というのは科学的に明白な誤りだろう。土砂供給の遮断が問題となっており、その解決のための計画(案)を立てているのに、最上流部の土砂生産域からの土砂供給の遮断に問題がないと言い切って、書いてしまうことはおかしい。現状で、実施可能な対策立案にはいたっていないだけだろう。これは相当恥ずかしい記載なので、変更を求める。</p>	③	<p>不透過型砂防堰堤が土砂移動に大きく影響するのは、建設後から満砂までの期間となり、満砂後は土砂が堰堤を通過します。また、土砂移動の連続性を確保できる透過型砂防堰堤の設置を一部で取り組んでいることから、現時点では具体的な課題は見られません。</p> <p>なお、これらの主旨がわかるように、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正文】 山間渓流域における適切な土砂移動の確保では、土砂発生域の砂防事業により、土砂災害の軽減に寄与している。 不透過型砂防堰堤は、満砂になるまでは下流河道への流出を防止するが、満砂になると堆砂勾配が緩くなり、土石流が発生した時には土砂の勢いを緩め、小出水時には下流河道へ土砂を移動させる機能がある。透過型砂防堰堤は、透過部から下流河道へ土砂を移動させることで土砂移動の連続性を確保する機能がある。 これらを踏まえ、土砂移動の連続性に配慮して、平成25年度時点において透過型砂防堰堤を山梨県で7基、神奈川県で25基設置している。透過型砂防堰堤の設置を一部で取り組んでいることから、現状では、山間渓流域における土砂移動について、具体的な課題は見られていない。(P54)</p>
18-14	D	54	<p>末尾2行目の「置き砂上下流地点で水質の顕著な差は生じていないことが確認された。」を、「5000立米の置き砂の量よりも、出水による土砂移動量のほうが圧倒的に大きいと、少量の置き砂の上下流地点で水質の顕著な差は生じていないことが確認された。」と変更する。 今後、1万、2万立米を置き砂した場合のモニタリングを行わなければ安全性は確認できないのであるから、置き砂全体が問題ないような記載はおかしい。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正文】 モニタリング調査を行い、現在の置き砂実施量では、付着藻類数と底生動物の現存量は、・・・顕著な差は生じていないことが確認された。(P54～P55)</p>
18-15	D	57	<p>P 5 7 (1)透過型砂防堰堤を設置した箇所については、不透過型砂防堰堤よりも山間渓流域の土砂移動を多少回復し、魚類等の移動の連続性の一部を確保しているものと考えられる。堰堤建設以前の生態系の復元や、不透過型砂防堰堤の改善については今後とも課題である。と変更すべき。</p>	③	<p>受付番号18-13に示すとおり、現時点では具体的な課題は見られないため、原案のとおりとします。</p>
18-16	D	57	<p>(3) 相模ダム建設以降、相模川本流の礫河原は大きく減退した。その現象後、近年においては相模川本流の礫河原面積は大きく変化していない。と変更すべき。懇談会では、相模ダム建設以降の礫河原の減退が大問題となったのに、この書き方では問題ないと読めてしまう。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正文】 相模川、中津川では、昭和30年代には礫河原が広範囲に形成されていたが、その後減少した。近年においては、相模川の礫河原の面積は大きく変化していないが、中津川では平成14年から19年頃にかけて半分程度の面積に減少した。(P57、12行目)</p>

受付番号	意見の分類	該当ページ(計画案)	意見及び質問	意見反映の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
18-17	D	57	三川合流について、「礫河原の回復」は「礫河原の一時的復元」に変更すべき。神川橋下流について、「礫河原の回復に貢献している」は、「礫河原の一時的復元をはかっている」に変更すべき。継続的に重機を入れなければ、回復できずまた元に戻る。回復はできないのに、誤解を与える。	③	三川合流点の土砂被覆や神川橋下流の掘削については、礫河原の回復に寄与するものと考えられます。また、一時的なものではなく、今後モニタリングを行い、状態を確認して行きます。このため、ご指摘の事項については原案のとおりとします。
18-18	D	57	(5) 干潟環境が生物の生息環境として機能しているとあるが、質的、量的に、ダム建設前より大きく劣化しており、そのこと自体が懇談会の大問題であったはずだ。維持されている状況にあると書いてしまえば、問題は無い、対策は必要ないという結論になり、河口環境を良く知っている住民を裏切ることになる。 河口環境は大きく変化してしまったことをしっかり記載すべきである。	①	ご指摘の干潟面積の減少については、以下のとおり修正します。 【修正文】 河口干潟は、2.2.4 写真 2.2.7に示すように、河口砂州の後退により、面積の減少が見られたが、近年は図 2.2.23に示すように、干潟面積は10,000～20,000m2程度で維持されている。(P.57)
18-19	E	59	この計画案の文章に一貫している問題点は、対策案が立案できる課題については記載されているが、対策案が見当たらない問題については、課題自体が存在しないかのような表現になっていることである。ダム建設や取水による水量の減少がもたらした重大な環境破壊の課題はしっかり記載し、その上で、現状として対策案の立案は困難であることを書かなければ、科学的に住民などを欺くような計画案になってしまう。 P 59 4. 1 末尾に「対策の立案が可能な課題と、対策の立案が困難な課題がある。」ことを明記すべき。 4. 2 相模川流砂系における土砂総合管理の、現段階で対策可能な重点課題 とすべき。2. 3についても同様。	④	本計画では、人為的な行為の影響が顕在化し、今後も進行すると考えられる問題を重点課題としていますが、解明が十分でない問題についても、試行を含め対策を実施し、モニタリングを行い、その解明に努めるとともに、対応策を検討する事としています。
18-20	E	59	4. 2 1) 養浜維持を必要としない程度までの状況の構築が可能かを実験・検討すると変更すべき。	②	いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
18-21	F	50 ~ 60	P 50からP 60にかけて 頭首工の構造を、片そで方とし、左岸は堰で止水し取水、右岸は堰は無く、自然に流下する構造を今後検討するという提案を行う。今後の検討会の項目に加えられるよう、どこかに文章化してほしい。これは、P 63の項目にも当てはまる。	②	頭首工の改築については、流下能力や土砂移動の観点から適切な構造とする必要があります。どのような構造となるかは、今後の検討であるため現時点で具体的に記載することはできません。 なお、いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
18-22	E	60	P 60 これらの土砂を河道域へ還元することで、海岸構成材料の移動を促進する。 のあとに、以下を追加する。 堆積土砂には、海岸構成材料よりも小さい粒径のシルト成分が多量に含まれているため、シルトの流下による影響については、特に慎重に検討する。	①	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正文】 なお、堆積土砂には、海岸構成材料よりも小さい粒径のシルト成分が含まれているため、シルトの流下による影響に留意する。(P60、15行目)
18-23	E	60	(3) 自生しているカワラノギクはすでに絶滅が確認されているが、その事実を書かなくて良いのか？	③	自生しているカワラノギクの絶滅については現時点で確認されていないため、原案のとおりとします。
18-24	F	65	P 65 (1) 繰り返しになるが、相模川の河口干潟の生態系は、ダム建設後大きく破壊されたことを明記し、近年は、かなりひどくなった状況下で、生物環境が変化していないことを明記すべき。この書き方は、読む人に課題が無いような誤解を与える大問題である。	③	干潟の減少については、P46に以下のように修正記載しておりますので、ここでは原案のとおりとします。 【修正文】 写真2.2.7に示すように、河口砂州の後退により、河口干潟が形成される位置が上流側に移っており、河口干潟の面積は減少傾向が見られる。近年の河口砂州と干潟面積の変化は図.2.2.23に示す通りである。(P.46)
18-25	F	65	(2) 宮ヶ瀬ダムフラッシュ放流による試験施工を継続・拡大し に書き換える	②	試験施工の拡大については、効果や影響等を見極めたうえで実施する必要があるため、現時点では記載できません。いただいた意見については今後の参考とさせていただきます。
18-26	F	66	P 66 (4) 有害な土砂移動を抑制するため、必要性や環境への影響を慎重に精査した上で、必要な場合は砂防堰堤の整備を行う と、書き換える。	①	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正文】 有害な土砂移動を抑制し、土砂災害から地域の安全を確保するため、環境への影響に配慮しつつ、砂防堰堤の整備を行う。(P.66)

受付 番号	意見 の分類	該当ページ (計画案)	意見及び質問	意見 反映 の分類	相模川流砂系総合土砂管理推進協議会の考え方
19	A	全般	<p>神奈川県の水需要は、予測ほど伸びずに減少傾向にある。 中津川の環境を復元するため、宮ヶ瀬ダムは廃止し、自然の流れに戻すべきである。</p>	④	<p>宮ヶ瀬ダムは水道や発電等の利水のほか、治水の役割も担っており、ダムの廃止の予定はありません。 相模川及び中津川の環境についてはモニタリングを継続するとともに、河原系植物の生育環境のための対策を、市民団体等と協力して検討・実施してまいります。また、河道の二極化や樹林化への対応として、宮ヶ瀬ダムからの放流量を増量させることの有効性、実現性について整理、検討してまいります。</p>